

令和8年度 コメ新市場開拓等促進事業 (旧水田リハーサン事業) 要望調査のお知らせ

申請する方は、**令和8年1月30日(金)**までに、宇都宮市農業再生協議会事務局 又は JA うつのみや各営農経済センターに御連絡ください。

事業概要

1 対象者

水田において対象作物を生産する販売農家 (集落営農・法人含む)

※ 水田の営農計画書に記載されていない水田は交付対象外



2 対象作物・単価

- 作物ごとの**低コスト生産等の取組面積**に応じて、交付金を交付します。
- 県設定の多収品種を作付する場合は0.5万円／10aを加算されます。

対象作物（令和7年産）	単価
新市場開拓用米（輸出用米）	4万円／10a
加工用米	3万円／10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円／10a
酒造好適米	1万円／10a

《注意》

- 本事業の交付金を受けた面積は、水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成・産地交付金追加配分)の対象外となります。
- 基幹作が支援対象となります。
- 酒米については、複数年契約の場合は、最大3か年の延べ取組面積を令和8年に一括で交付することとなります。

3 交付金の支払時期

交付金の支払時期は未定であり、戦略作物助成や産地交付金追加配分の支払時期と異なる場合があります。

主な要件

- 作物ごとに**国が示す低コスト生産等の取組を3つ以上実施すること**。(別紙参照)
(令和8年1月7日以降の取組)が対象
 - 低コスト生産等の取組3つは、申請する全ての水田で実施する必要があります。
 - 「農業者」又は「農業者と出荷契約する集出荷団体」が、「**実需者(食品製造業者、食品カット業者、製粉業者等)**」と**出荷契約すること**。
- ※ JA等の集出荷団体やスーパー・直売所等の販売店は実需者になりません。

申請する方は必ず裏面と注意事項をご確認ください。

申請方法

1 申請意向の報告（期限：令和8年1月30日（金））

本事業を申請する方は、宇都宮市農業再生協議会事務局又はJAうつのみや各営農経済センターに申請予定の品目、品種名、取組予定面積を電話等で報告してください。

2 提出書類

「コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書」

※ 書類の様式は、宇都宮市農業再生協議会事務局（宇都宮市役所7階 農林生産流通課内）又はJAうつのみや各営農経済センターで配布します。

3 提出方法

下記のとおり受付を行いますので、取組計画書の提出をお願いします。

※ 申請者が多い場合、お待ちいただくことがありますので、御了承ください。

申請者	受付会場	受付日程
JA組合員	南部営農経済センター	2月 9日（月）9:30～16:00
	北部営農経済センター	2月10日（火）9:30～16:00
	上河内営農経済センター	2月12日（木）9:30～16:00 【河内地区の申請希望者の受付】 2月13日（金）9:30～16:00 【上河内地区の申請希望者の受付】
JA組合員 以外	宇都宮市農業再生協議会事務局 (宇都宮市役所7階 農林生産流通課内)	2月16日（月）まで 8:30～17:15 ※ 個別に日程調整いたしますので、事前にご連絡ください。

【問い合わせ】

JAうつのみや 各営農経済センター

- ・ 南 部 TEL 656-8484
- ・ 北 部 TEL 665-0550
- ・ 上河内 TEL 674-2164

宇都宮市農業再生協議会事務局（宇都宮市役所7階 農林生産流通課内）

TEL 632-2458 FAX 639-0618

注意事項（全員共通） 重要！

必ずご確認

ください！

- 作物の用途や取組面積等に応じたポイントがつけられ、合計ポイントが高い順から国の予算の範囲内で交付対象とするか判断されるため、取組を実施しても交付対象とならない場合があります。
- 交付対象となった場合には、以下の変更等はできません。
 - ・ 作付面積・取組面積の変更、選択した取組項目の変更
 - ・ 事業の取り下げ

※ただし、自然災害等のやむを得ない場合を除く
- 4月30日までに実需者との契約を締結してください。
 - ・ 上記契約締結が困難な場合は、契約締結に向けた計画書提出が必要となります。
 - ・ 4月30日までに契約できないとして計画書を提出している場合は、農業者又は集出荷団体が6月30日までに実需者との契約を締結してください。

※ JA等の集出荷業者に出荷する方は、実需者との契約について、集出荷業者にご確認ください。

※ 実績報告時には、輸出用、加工用、米粉用として実需者に出荷されていることを確認できる書類が必要となります。JA以外の集出荷業者等に出荷されている場合は、輸出用、加工用、米粉用としての実需者に出荷されていることが確認できる書類の提出の可否について、集出荷業者にご確認ください。
- 低コスト生産等の取組内容に応じて、写真、作業日誌、納品書・領収書等の取組の確認書類を提出していただきます。必ず、実施状況を記録・保管してください。

※ 確認書類の提出がない場合や取組状況の証拠書類である写真を撮り忘れた場合は当事業の対象外となります。
- 令和8年度営農計画書を配付します。

本事業の取組計画書の作成のため、令和7年度営農計画書が必要な場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局又はJAうつのみや各営農経済センターで配付します。

注意事項（JAに輸出用米、加工用米を出荷する方）

- 申請者全体の輸出用米や加工用米の生産量が全農との契約予定数量を超過した場合は、JAが出荷数量、事業の取組面積を調整させていただく場合があります。
- コメ新市場開拓等促進事業として輸出用米、加工用米を出荷する場合の主な品種は下記のとおりです。

※ その他の品種を出荷される場合は事前にご相談ください。

 - ・ **輸出用米**・・・コシヒカリ
 - ・ **加工用米**・・・コシヒカリ、なすひかり、とちぎの星、あさひの夢 など
 - ・ **米粉用米**・・・一般品種（コシヒカリ、とちぎの星、あさひの夢、など）、米粉用向け専用品種（笑みたわわ、ミズホチカラ、など）

低成本生産等の取組（輸出用米、加工用米、米粉用米、酒米の取組） ※3つ以上選択

No	取組メニュー	取組内容・取組基準
1	直播栽培 【R7実績あり】	<p>湛水直播栽培や乾田直播種栽培</p> <p>【取組基準】</p> <p>育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接は場に播種する栽培を行うこと</p>
2	疎植栽培 【R7実績あり】	<p>地域の慣行栽培※における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組</p> <p>※県の栽培技術指針等</p> <p>【取組基準】</p> <p>疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪(15.2株/m²)以下とすること</p> <p>※都道府県等の栽培指針等に疎植の基準が示されている場合はこれによることができる</p>
3	高密度播種育苗栽培 【R7実績あり】	<p>地域の慣行栽培※における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組</p> <p>※県の栽培技術指針等</p> <p>【取組基準】</p> <p>慣行栽培(乾糲100～150g(催芽糲125～187g))より育苗密度が高くなるよう、乾糲250～300g(催芽糲312～375g)を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること</p>
4	プール育苗 【R7実績あり】	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
5	温湯種子消毒 【R7実績あり】	農薬を使用せず約60℃の温湯に種糲を浸漬し、種子消毒を行う取組
6	効率的な移植栽培	<p>無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培</p> <p>【取組基準】</p> <p>無代掻き移植栽培※¹、乳苗移植栽培※²のいずれかに取り組むこと</p> <p>※1 耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する</p> <p>※2 葉齢が2葉未満の苗(乳苗。育苗日数は7～10日程度)を移植する</p>
7	作期分散 【R7実績あり】	<p>作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組</p> <p>【取組基準】</p> <p>農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米又は加工用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない。</p>
8	土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	<p>土壤診断に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用</p> <p>【取組基準】</p> <p>pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壤改良資材を施用すること。</p>

9	効率的な施肥 【R7実績あり】	流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥 【取組基準】 流し込み施肥※1, 育苗箱全量施肥※2, 側条施肥※3のいずれかに取り組むこと ※1 水口に流し込み施肥用の装置を設置し, 肥料を灌漑水とともに流し込む ※2 苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し, 苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※3 側条施肥に対応した田植機を使用し, 移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する
10	効率的な農薬処理 【R7実績あり】	播種時同時処理, 田植え同時処理 【取組基準】 播種時同時処理※1, 田植え同時処理※2のいずれかに取り組むこと ※1 専用の機械を使用し, 播種と同時に農薬を処理する ※2 専用の機械を使用し, 移植作業と同時に農薬を処理する
11	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により, 化学肥料の使用量の30%以上削減 【取組基準】 化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
12	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により, 化学農薬使用量の50%以上削減 【取組基準】 化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
13	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入・作付をすること 【取組基準】 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている多収品種を作付すること
14	新たに農業機械の共同利用 ※選択する場合は注意	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規活用 【取組基準】 当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること (過年度から活用している場合は対象外)
15	スマート農業機器の活用 ※選択する場合は注意	ローンや水管理システム等の新規の活用 【取組基準】 当年度に新たにロボット, AI, IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること(過年度から活用している場合は対象外)
16	ほ場由来の温室効果ガスの削減 【R7実績あり】	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施 【取組基準】 長期中干し(地域の慣行日数に対して7日間以上延長), 秋耕のいずれかに取り組むこと
17	ほ場への炭素貯留	土壤管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 【取組基準】 バイオ炭の施用, 不耕起又は省耕起栽培のいずれかに取り組むこと